



<論説>幕末における米・露国との交渉の影響：
経済思想を中心として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 定義 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002267

幕末における米・露国との交渉の影響

——経済思想を中心として——

藤井定義

一 はじめに

嘉永六年（一八五三）六月三日下田表出役浦賀奉行支配組同心から、同奉行用人へ差出した異国船通過の件からはじまる「大日本古文書」幕末外国関係文書は、幕末における外交関係文書として第一のものである。ことにこの異国船通過の件から、幕末外交関係のあわたたしい早鐘が鳴り始まるのである。と同時にわが国近代化への直接の夜明けを告げるのもこれにほかならない。いかえれば徳川二百数十年の鎖国の夢を破る第一報が、この外国船渡来であったのである。

幕藩体制はすでに土地経済から貨幣経済へと進展していたけれども、これを徹底的にゆさぶった事情はやはり米・露そしておくれて英・仏などとの直接外交関係によって始まるのである。もちろんこの時期に至ってはじめて諸外国の状況がもたらされたのではなく、古くは元禄八年（一六九五）西川如見（一六四八—一七二四）の「華夷通商考」により、新井白石（一六五七—一七二五）は正徳三年（一七一三）に「采覧異言」、同五年には「西洋記聞」を、並川天民（一六七九—一七一八）の「關疆録」（開板年不詳）、八代將軍吉宗（一六八四—一七五二）は享保五年（一七二〇）

には漢訳洋書の輸入制限を緩め、工藤平助（一七三九—一八〇〇）は「赤蝦夷風説考」を、天明元年（一七八一）から三年ぐらひにかけて著わし、本多利明（一七四三—一八二〇）の「西域物語」が寛政一〇年（一七九八）に書かれ、佐藤信淵（一七六九—一八五〇）によって「混同秘策」が文政六年（一八二三）にできあがっている。諸先学によって外国の状態は論じられているのである。

元来外国の事情は、長崎の出島からオランダ人と中国人を介してのみ導入していたのであったが、この外国船の来航以降は高度な経済発展を遂げつつある諸外国と直接交渉に入るので、幕藩体制下のわが国はここに重大な危機に立たされたのであった。

そこで本稿はとくにこの幕末外国関係文書により、初期のアメリカ・ロシアとの交渉の中に、ここでは幕府の役人である当時の為政者の経済思想に、どのような影響があったかをみていきたいと思う。このねらいの中には幕府諸関係者が早くから開国論に統一されるといふ新思想を示している理由が、外国使節その他と直接接触する機会が多く、そのため西洋の諸事情や世界の大勢を察知することができ、したがってそのような進歩的思想の所有者となったといふことを含んでいるのである。といふことはまた幕府当局の採長補短、祖法変改の思想のため、また物論囂々の中でせっぱ詰ったとはいえ、和親条約によって幕府が開国をやったことなどやはり支配者たる幕府の状況判断が正しいものであるとさせた理由が存すると思うからである。もちろんこのような行動は祖法を守ろうとするためであるが、結果からしてみると祖法を最も大胆に破ることとなっていたのである。⁽¹⁾

(1) 鹿野政之「近代思想の萌芽」(岩波講座「日本歴史」第一四卷三〇六頁参照)

二 アメリカとの交渉

開国についてのアメリカとの交渉は、嘉永六年六月三日浦賀港において開始された。ペリー提督が帰国後部下と

もに編した「日本遠征記」によると次のように当時の経緯を明らかにしている。⁽¹⁾すなわち

「副奉行中島三郎助が和蘭語の通訳堀達之助を伴って乗船して艦長室に迎へられ、そこで実は提督と商議が行はれたのである。けれども提督は故意に長官室に閉ち籠って、副官(コンティ大尉⁽²⁾引用者)を通じてのみ日本人と交渉を進めた。」

この時の対話書によると中島三郎助は浦賀奉行支配与力であった。まず両者ではじめた交渉は、かれらの渡来の趣意からであった。

「三郎助

船は何国之船にて、何等之訳有之、当港へは渡来⁽³⁾哉

ホットメン

船は北亞墨利加合衆国の船にて、本国都府華盛頓より、大統領より日本国帝に呈⁽⁴⁾し書翰所持いたし⁽⁵⁾高官之者乗組居⁽⁶⁾間、日本高官之人に無⁽⁷⁾之ては応接難相成⁽⁸⁾也」

ここにおいてわが国とアメリカとの交渉が開始されたのである。同六月三日付浦賀奉行から老中への届には、次のように異国船の状況についてしたためている。

「先刻御届申上⁽⁹⁾い異国船相糺⁽¹⁰⁾い処、アメリカ合衆国政府仕出之軍艦にて、式艘は大砲式拾挺余、式艘は惣体鉄張之蒸気船にて、一艘は大砲三四拾挺、ハッテイラ七八艘、是又鉄張之様子に相見え、一艘は大砲拾式挺据、進退自在にて、艦⁽¹¹⁾賊不相用、迅速に出没⁽¹²⁾仕、応接之もの寄せ附不申⁽¹³⁾(⁽³⁾傍点引用者)

おそらくこのような蒸気船をいまだ見たことのない奉行たちのうろたえかたが彷彿するが、それよりここでは後述する九月一三日付の長崎在留オランダ船将キユルチユスの覚書によって帆船并蒸気船注文の件として長崎奉行へ提出しているあたりに注意をする必要があると思うので、ここに記憶をとどめていただきたいのである(一六七頁参照)。

しかし両国間の交渉ははかばかしくなく、六月九日(?)ペリーは

「先年以來各国⁽¹⁴⁾通商之願有⁽¹⁵⁾之⁽¹⁶⁾所、国法を以達背に及ぶ、元々天理にそむく⁽¹⁷⁾の至罪莫大なり、然者蘭船⁽¹⁸⁾申達⁽¹⁹⁾い通り、諸方の通

商是非に希に非ず、不承知にゆはば、干戈を以天理に背くの罪を糺しゆに付、其方も国法を立て防戦いたすべし、左ゆはば防戦の時⁽⁴⁾に臨み、必勝は我等に有之、其方敵対成兼可申、若其節に至り和睦を乞度は、此度贈り置ゆ所之白旗を押立べし」

と強行な書翰を送っているあたり、幕府側にとっては交渉しなければならぬ窮極にたたされた感があると同時に、アメリカ軍艦の偉大さを十分知らされていることも見逃してはならない。このあたりすべて幕府政治の中に新しい息吹を吹き込む糧になっていると思う。

(1) 大統領ミラード・フィルモーア親書

さて渡来後一週間の下交渉の結果、遂に六月九日浦賀奉行戸田伊豆守・同井戸石見守の兩名が久里浜海岸においてペリー提督と無言のうちに会見し⁽⁵⁾、アメリカ合衆国大統領からわが国皇帝(將軍)宛の親書を受取つたのである。その中に前述の三郎助が質問した「何等之訳有之、当港へは渡来ゆ哉」の答が述べてある。すなわち

「余が強力なる艦隊をもってペルリ提督を派遣し、陛下の有名なる江戸市を訪問せしめたる唯一の目的は次の如し。即ち交友、通商、石炭と食糧との供給及び吾が難破民の保護これなり⁽⁶⁾」

と、渡航目的を明らかにしている。

この親書の中で鎖国制度の非なることを

「貴政府の古き法律によれば、支那と和蘭とに非ざれば外国貿易を許さざることを余等は知れり。されど世界の状態は変化して、数多の新政府が形成されたれば、時勢に応じて新法を定むることを賢明とするが如し。貴国政府の古き法律が初めて制定されたるは過去のことなり⁽⁷⁾」

と述べ、また

「もし陛下が、外国貿易を禁ずる古き法律の廃棄を全く安全なるものと首肯せられざる時には、実験を試みるために五年又は十年を限るをよしとす。もし所期の如く利益あることが明とならざるときは、古き法律に復するを得べし。合衆国は、屢々外国諸国との条約を二三年に限りて、望に従って更にそれを更新し、或は更新せざることあり⁽⁸⁾」

と諭すように、貿易の実験的開始を提案し、もし利益のあがらない場合にはもとに復するようにと提言している。このように貿易を試験的に行ない、もし利益が得られなかったときには中止せよという意見をもつわが国の思想家に高島秋帆がある。かれは嘉永年間というわが国にとっては攘夷論の烈しい時代の中で、すでに貿易の本質を把握していたのであった。すなわち嘉永六年一〇月の上書には、

「御試之為兩三年仮りに交易御免被仰付、若不宜事と被為思召ゆはば、何時も其節御差止め被成度奉存ゆ⁽⁹⁾」
と書いている。

アメリカ大統領の親書は、結局米艦隊の江戸訪問の目的を明らかにし、その中でことに開国貿易の必要性を世界状勢から述べたものであって、ここに幕府は十分留意しなければならなかったのではなからうか。さらに一八日間でカリホルニアから太平洋を越えてわが国に渡来できることなどは航海技術の発達を十分に考えさせられ、そしてわが国との造船技術の差を味わわせ、同時に黒船を目のあたりに見ては如何ともなしがたかつたであろう。次に將軍へ渡来の趣意について述べているペリー書翰からいかなる影響があったかを考えてみたい。

(ロ) ペリー書翰

当時の貿易思想は、封鎖的立場からわが国の有益な品物と外国の無益な商品との交換と、今一つは国内需要を賄うことのできる豊饒な生産物で自給できるという二つの理由から、貿易する必要を認めないという思想が強かった。しかもわが国民には外国人は異人であり、夷狄という人種的差別感があったのである。ペリーは夷狄視されていることについては察知して「貴国（わが国を指す）注引用者）にて亜墨里加人に対遇すること、寇讐を視るが如くするの風習⁽¹⁰⁾」と述べ、この風習を禁止しなくては交信は継続しないといっている。かれの日本渡来の理由は、大統領の親書を持参して「日本国帝殿下」に奉呈するためであったのであるが、同時に「合衆国と日本とは、追日次第に相近づき、相交るに至るを免がれざるが故に、伯理璽天徳^{アメリカ}殊に日本国帝殿下と好を結び、交を修めんことを欲す」という

修交の促進任務も負っていた。ペリー書翰はさらに重大なことからして、大統領親書同様に世界状勢から鎖国時代はすでに過ぎ去ったことを説いていることである。長崎から世界の事情を多少吸収していたとはいえ、黒船の来航により鎖国を云々されたことの影響は大きいのである。ペリーは

「外国と交りを絶ち、これを仇視する貴国の法制は、其始め法度を立つる時に在ては、智慮ある処置」として一応は認めているが

「自今は両国の相交ること、昔日に比すれば至て易く、且つ速力なるに至りたれば、此旧制を固守せんと欲するも、是レ無智の謀にして、自今決て行ふべからざる所なり」⁽¹¹⁾

と述べ、今日ではすでに鎖国の不可なることを進言している。そしてアメリカ国民は他国の宗教に干渉しないと自国の発達を次のように紹介している。このあたりもやはりわが国の思想に影響をあたえたものと思われる。

「合衆国は欧羅巴諸国の中、何の国とも合縦することなし、又其政律にては、国内各人随意の教法を奉ずるを許す、況や他国人の宗旨教法に至りては、固よりこれを是非することなし、

亞墨利加人は、日本と欧羅巴との間にある大国に住す、此大国は、欧羅巴人初て日本を見出せし頃、發明せる国にして、其初は、此大国の内最欧羅巴に近き地方に、欧羅巴より家を徒して来れる者のみ居住せしに、人民速に繁庶して全国に及び、竟に南太平洋の海岸に達し、今は国内に幾多の大都府ありて、其府より蒸氣船に乗じて発程するときは、十八日若くは二十日にして、日本に至るべし、然れば我国の交易速に貴国に繁盛し、我国の船舶日本海中に粟散するに至ること遠きに非ざるべし」⁽¹²⁾

それではこの来航した人達は日本人をどの程度の知識所有の人種としてみていたのであろうかについて二、三紹介しておく。大統領の親書には貿易の許可をうるためか多少誇張があり、たとえば「日本も亦豊富肥沃の国にして、幾多貴重物品を出す、貴国の民も亦諸般の技芸に長ぜり」とたたえ、そのあとすぐに「予が志二国の民をして交易を行はしめんと欲す、是を以て日本の利益となし、亦兼て合衆国の利益となさんことを欲してなり」⁽¹³⁾と申している点は、

やはり社交辞令とも思われる。しかし掛値なしにいつて次の引用文が妥当である。すなわちペリー提督の「日本遠征記」の中で、日本の高官に対する（ここでは奉行香山榮左衛門や通訳を批判したものである）かれの見方である。それによると、

「彼等の知識や常識も、その高尚な態度や温厚な物腰に比して劣らぬものであった。彼等は嘗に上品であったばかりではなく、その教育も悪くはなかった。和蘭語、支那語及び日本語に堪能だったからであり、又科学上の一般原理と世界地理上の諸事実に無智ではなかったからである。地球儀を面前に置いて、それに書いてある合衆国の地図に注意を促すと、直ぐさまワシントンとニューヨークに指を置いた。あたかも一方が吾国の首府にして、他方が商業の中心地であることを知悉してゐるかの如くであった。（中略）日本人自身が如何に実用科学に遅れてゐるにしても、彼等のうちの最も教育ある者達は、より文明的な或は寧ろより文化的な国々では科学が進歩してゐるといふ事実をかなりよく知ってゐることは疑ない⁽¹⁴⁾」

と描写した点では、日本人をかなり高い知識の所有者としているようである。

以上ペリーの第一回目の来航にもなう大統領の親書および同氏の書翰のうち、わが国為政者の経済思想にあたる影響と思われる箇所をあげながら述べてきたつもりである。次に節をあらためてロシアとの交渉をみよう。

- (1) ペリリ提督、土屋喬雄・玉城肇訳「日本遠征記」(岩波文庫本第二卷一八九頁以下)。
- (2) 「大日本古文書」幕末外国関係文書之一、九頁。
- (3) 同上、一四一―一五頁。
- (4) 同上、二六九頁。

(5) ペリリ提督「前掲書」二三九頁。なおペリリとの会見については、アメリカ側はかなり強い決意のもとであったことが、浦賀奉行支配組与力香山榮左衛門が老中に対して、米船と応接の手續に就いての上書の中で「(朱書)船中(アメリカ船々中)注引用者)之形勢人氣之様子非常之跡を相備ゆに付」、(せし)迎も此儘書翰御受取無之は、平穩之取計相成兼ゆ段見切ゆに付、何れ受取方之儀は、江戸表へ相伺ゆ様可致、(中略)相貌将官は勿論一座居合之異人一同殺氣面に相頭れ、心中是非本願之趣意相貫き度心底得与相察ゆに付、彼れ武威を以て強て相渡ゆを受取ゆ様相成ゆては、御国体に拘り、不容易事共に付」と述べているあたり、か

なり交渉に殺気立っていたことが窺われる。

※ 「大日本古文書」前掲書 二四頁。

(6) ペルリ提督「前掲書」二四二頁。

(7) ペルリ提督「前掲書」二四二頁。なお大統領親書は「大日本古文書」前掲書二三八頁以下の「耶蘇紀元千八百五十二年十一月十三日 嘉永五年 亞米利加合衆国大統領フィルモア書翰 嘉永六年六月九日使節 嘉永五年 浦賀奉行へ差出 我將軍へ使節派遣の趣意に就て」の項にも記載してある。

(8) 同上。

(9) 金子鷹之助解題「高島秋帆・佐久間象山集」(「近世社会経済学説大系」)三四—三五頁。

(10) 「大日本古文書」前掲書二六三頁。

(11) 同上。

(12) 同上、二六二—二六三頁。

(13) 同上、二四八頁。

(14) ペルリ提督「前掲書」二二一—二二三頁。

三 ロシヤとの交渉

ロシヤとの開国に関する交渉は、ペリー来航の翌月すなち嘉永六年七月一八日米国艦隊同様四隻をひきいた遣日使節プチャーチン中将が長崎港へ入津した時から始まる。もっともそれより以前ロシヤとはわが国の北辺と接するため種々な問題を惹起していた。しかし国交を開こうと直接わが国に渡来し、大々的に交渉を開始したのはこの一八日(1)が長崎奉行へ提出した渡来の趣意について述べている時からであろう。

この異国船四艘の渡来に驚ろいた長崎奉行所は、早速同日長崎の町中へ次のような触を出していることは、重大な事態の招来が予想されることに対処すべき処置であったのであろう。

「此度異国船四艘渡来に付相糺ゆ処、おろしや船にて、渡来之訳柄も相分り、外に疑敷儀も不相聞、聊以子細無之事に付、市中之もの共安心之上、平常之通家業相営べくゆ、右に付、不取留事を申触ゆ儀は勿論、何事によらず浮説申触間敷ゆ」

と触れているように、まず渡航した船はロシア船であつて、かれらは別段どうしようというのではないから、安心して家業にはげみ、流言蜚語をつつしむようと民心の動揺を防いでいる。次には物価安定についていう。

「市中諸色商売之儀、右船渡来に事寄せ、米穀其他諸色直段無謂引上げ儀いたす間敷也」

と。そしてこの掟を破つたものは罰すると付け加え、たとえ廻米商船が来ない場合でも、貯め置いた米はなるべく下直で売出すようにといい、「相互之儀助合ひ事に相心得、実意に致取引、市中一同迷惑不致ひ様心懸商売可致ひ」ともいう。このほか露船に近づかないこと、火の元用心すべきことなども触れている。このような触を沙汰するからには、当然そのような状態が予想されるからであらう。ロシアとの交渉の始まるまず第一の影響はこのあたりからであらう。

さてプチャーチンが長崎奉行へ提出した渡来の趣意についての書翰によると、まずわが国に世界状勢の大事を告げるため、第二に露国宰相から老中宛の書翰の持参、第三には単に通商のことばかりでなく、和平のことについて談判したいというのがその目的だったのである。すなわち

「日本大国の官府へ、至極大切な事柄に拘ひ事を以、此度態々罷出ひ儀申上ひ儀に御座也（中略）」

魯西亞国帝之第一等撰政官外国筋之事支配いたしひガラーフ・ネスセルローデ名人執筆仕ひ事に御座也、此書簡にて、長崎御奉行様御承知に相成可申は、則外に今一通之書簡、日本大国之御老中様宛之一封、御奉行様御直に差上、江戸表へ御差立に相成ひ様仕度奉存也」

そしてもう一条にはおそらく領土問題交渉の意味を含んでいると思われるが、それは

「魯西亞官府におゐて、専大切と考ひは、和平之事に御座也、敢て通商之利益を貪ひて已之儀には無之、日本国および魯西亞国に携たる至極肝要之事に御座也」²⁾

である。ここにロシアと本格的交渉が開始されたのである。

(1) 露国宰相ネッセルローデ書翰

七月一八日右述のような使命をおびて来航したプチャーチンの書翰を受取った長崎奉行が、ロシアとの交渉の許可を老中からえて、いよいよ長崎でロシア宰相ネッセルローデの書翰を受領したのは八月一九日であったので、この間一カ月を要している。浦賀におけるアメリカとの下交渉一週間と比較すると長い期間であるが、江戸―長崎間の遠距離のゆえ、とも考えられるが、交渉結果からみて、鎖国政策をある程度考慮に入れて長崎へ来港したロシアはやはり遅れをとらせたと思われる。

さて宰相の書翰⁽³⁾に入ろう。まず使臣として艦隊を送る理由として、

「日本帝国方今の事跡形勢を明白に申告し、且日本国と其賢明の大君との時運に就て、魯西亜帝深く憂慮する所の事を説明せしめ、尚又帝国人民の利害を旨とし、向後魯西亜と日本との間に、争隙怨讐を生ぜざらしめ、兩國の和睦安穩を固定するの策を献ぜしめんとするにあり」

と述べ、そこでその対策として兩國間の和親策を二つ提案するのである。一つは兩國間の国境決定問題と、二つには開国通商の開始である。まず第一の問題からみていこう。

この国境問題は「魯西亜帝の臣民当然の利は、帝も亦思はざるを得ず、且兩國和平の關係と兩國臣民の安穩を保固せんには、兩國の境界を確定するを良法となせばなり」というところから、その決定せねばならない理由があるとして、「貴国最北の極界は、何れの島に限り、我国最南の極界は、何れの島に限るといふ事を約定せんこと」これが今日の要務であるというのである。しかしロシアは「其大さ世界万国に冠たれば、更に地を益し境を広むるは、実に要須とせざる所なり」とつけ加えている。

次に第二の兩國の開国通商の提案に入る。これは「魯西亜帝の誠心に願望欲する所」というように、以下述べる理由からロシアにとっては切実な問題であったようである。それはアメリカも同様であるが、当時の船の性能からしてかなりたくさんな石炭がないと長い航海ができない關係上、できるならば途中で石炭を補給することが好都合であつ

たためと、そして同時に船員の食糧やその他航海上の必需品を求める際に、わが国を利用しようというのであった。そこで「我国（露国を指す）注引用者」の軍艦『カムシャッカ』名地或は亞墨利加中の魯西亜領に往来するの途中、日本の港内に入りて、食料及び其他の須物を求むべきことあるに当りて、「開国を望んだのである。通商については「日本の内何れの湊なりとも、貴国と約定して、魯西亜臣民の往来を許し、我国の産物を以て貴国の有余と交易せしめんことを請ふにあり」という。ロシアは通商の対照として、わが国のあり余ったものとかれらの産物との通商を申出ているのである。そして「大日本の為に損失する所ある事なきは、日本の政府必ず明察あるべし」と開国通商の必要性を述べているのである。

以上がロシア宰相書翰の中心であると思う。これらのことが一つ一つ幕府関係者の目にふれ、耳に入ったことは間違ひなからう。

前述したようにここで一言ふれておきたいことは、嘉永六年九月一三日付長崎在留の蘭国船将キユルチウスが長崎奉行へ差出した帆船并蒸気船注文の件に関する覚書⁽⁴⁾についてである。この覚書はわが国の造船技術が前述したアメリカ船の優秀さやロシア船と比較して、問題にならないことを悟って、ここではまず両国の影響が現れてきたということになるが、そのためオランダへ蒸気船の注文をすることである。この覚書の中の和蘭通詞村山栄之助からかれへの口達覚書で明らかにその点について申している。

「当夏中（嘉永六年）注引用者）浦賀へ渡来ゆ亞米利加船并此度当所へ渡来之魯西亜船等にて、蒸気船を初船製之巧妙眼前に被相察ゆより、製作を改、右等之船々相用、覆溺等之患を被除、且用弁等速に相達ゆ様被致度ゆへども、容易に製作も行届間敷儀故、先阿蘭陀より被取寄、追々製作も被致度御趣意に有之ゆ」

という理由のもとで注文を依頼している。もっともこの船の種類は「敢て日本国へ軍艦御開興之御旨趣には無之」と述べて、「運送と用弁之処第一之儀」という。そして注文の動機はわが国の船では「進退不弁利にて、風波之節難破之

患夥敷、溺死は勿論米穀を始め諸荷物損毛莫大之事」からということになっている。

このように直接影響が現れているのは珍らしいかもしれないが、しかし徐々に西洋思想が幕府有志に滲透していくことはもちろんである。

再びロシヤとの交渉にかえろう。前述した露国宰相の書翰を持参したプチャーチンは、長崎奉行と交渉の結果、二月八日御勘定奉行川路左衛門尉、同九日には大目付格西丸御留守居筒井肥前守がそれぞれ長崎に到着、この両名と交渉を開始するのである。⁽⁵⁾次にプチャーチンの書翰、そしてかれと幕府使者との交渉をみていこう。

(ロ) プチャーチンの書翰

まずはじめに一〇月一八日老中へ提出した談判開始促進に関するプチャーチンの書翰⁽⁶⁾からみることにする。これは前述したロシヤ宰相の二つの要求であった国境確立と交易開始について、ロシヤがいかなる意味で交渉を願っているかということについて、かれが具体的に述べたものである。国境問題は「方今両帝国の境界互に相接近するを以て、最も緊切なる一事」となって、「此のごとき境界の不定なることは、エトロフ島に係り、頗る思慮を費やす由故となる」と今日の焦眉の問題としている。ではロシヤは一体どのような国境を考えていたであろうか。ここにわが国もこのままでは一大事ということがわかり、交渉を開始したとも考えられうるだろう。ロシヤは

「日本北に在るクリル諸島は、往事より既に魯西亞に属し、且其支配たり」

とクリル諸島すなわち千島諸島は自国の領土と主張している。

「エトロフ島も亦此諸島中の一にして、クリル人此に住居し、且つ一部は日本人も雜り住す、加之魯西亞の漁民往時より既に此島に住居せり、是に由て、此島魯西亞に属する歟、日本に属する歟の疑問を生ず」

とも述べ、ここで国境問題を解決しようというのである。カラフトについては

「カラフト島^{即薩ハ連}は、唯野人のみ住棲し、其住民は、魯西亞の支配を仰ぎ、制教及交商に乏しき者たり、故に魯西亞帝の命令にて、

此三ヶ月來魯西亞の所領とし、且つ許多の軍兵を置いて是に備ふ、漁獵及他の商業を為し、且時節を期して、己れの住家を構へんが爲に、カラフト島^{カブ}の南部アニワ港^{カハ}に來る日本人の寡少なるは、唯全權が言へる所の理を資く、加之右日本人アニワ^{カハ}地に住居するに方つては、魯西亞領民のごとく、其保護を蒙むるなるべし」

と。これまたロシア領であることを告げている。これに対しわが国の態度は後述するが、これらの諸島はわが領土として自認していたから大變である。そこで交渉に入らねばならなくなったものとも考えられるのである。

次に交易についてプチャーチンは諭すように、また教えるように述べている。その本筋は、

「日本政府にては、須物のため、及他の事件の爲めに、日本に來る所の異舶に、其入港を禁じ得べからざることを知すること既に明かなり、且入港の船隻漸次に其数を増すに至ては、日本に於て從來爲し來れる如く、償ひを受けずして須物を与ふること、爲し得ること難かるべし、又日本の豊富を論ぜず、豈此幾多の須物を給し得ることあらん哉」と述べ、さらに世界はすでに貨幣經濟の世の中であることを申し立てている。

「夫れ何れの國民と雖も、其須物に償ひ得べきの有余あるに、金貨を出すことなくして、是を受くるものなかるべし、是亦必無きの理なり、而るに日本に於て、其港にて食料及他の須物の交易を許すことを必要なりとせば、是も自ら一箇の通商なり、然らば又諸物の交易を許すとも、決して他の障碍及び危害を生ずることあるべからず」

と。このような状態に対処するためには、わが国はいかに処置すべきかについてかれは

「此のごとき問題を出すときは、諸物を交易するに由て、國民を活養する要物を費乏するに託して、日本政府之を拒むの応答を爲すことを以て其常とす、総じて通商を事とする國民に在ては、交易の爲に、此のごとき憂弊を起すこと絶て無きことなり、日本政府の賢明なる制度は、毎ねに通商するに當て、其民をして、是が爲に毀害を受けることなからしむるの法を建るなるべし、若し一度通商を許すときは、日本政府に於て、異邦の人と關係することを常に拒むの煩累方は、其勞却て遙に少なかるべし」

と述べて、交易を主張したのである。かれのこの書翰の影響や、また世界事情の推移によって一〇月二七日老中指令によつて前記の兩名がロシア人への申論の委任を受けて長崎へ赴くのである。

(ハ) ロシア使節との交渉

さて次に長崎でのロシア使節との交渉を対話書から検討することとする。しかしこの対話書では「某等兩人（筒井・川路の両氏を指す―注引用者）命を受けて此地に來り、使節と応接対話及ぶ趣意は、書（日本からロシアへわたす返翰のこと―注引用者）は事を尽さざる故、返翰は其概略を申述、其曲節之細目に至りては、某等と談話及んが為にして、返翰外別段之論判に可及に非ず」と一線を以て、返翰中意味の通じかねる個所を聞き出す程度となっている。では交渉の二つの問題すなわち国境と交易についてみよう。

国境の件 国境の問題とは具体的には千島諸島とカラフトを交渉によってどちらかの領土に決定しようということである。今日ソ連とわが国との領土問題についての懸案を考えると、このような問題は百二十数年前とほとんど変化がないように感じられてならない一面もあり、少し長いが対話書を引用しておきたい。

「使節

日本千島之内、南は日本、北は我国にて支配致しゆ、右之内エトロフ島は、往昔我国人住居致し來ゆ処、其後貴国より手を入れ、貴国の人住居致し様に相成ゆ、当今日本にては、エトロフは、何れ之所領と被心得ゆ哉

左衛門尉

蝦夷之千島は、不殘我国之屬島にて、元來名も蝦夷詞にゆ処、段々貴国より蚕食致し、名をも被附替ゆ儀に有之、其後貴国のコロウイン（Golovin）と申者蝦夷地へ罷越ゆ砌、規定を立、迭の国境を守り、ウルップを以間島と致しゆ積契約致し、其以來エトロフ島へは、外国の者を不置、領主よりも番所をも差置來る所にして、素より吾所領なる所聊疑も無之ゆ

使節

ウルップ島は、百年前魯西亜所領なりしに、近來アメリカ人罷越、獵事致し、エトロフ島は、五十年前迄は、魯西亜人のみ住居致し、貴国の人罷越居ゆ儀は無之事に付、右之心得方及尋問所にゆ

左衛門尉

エトロフは、我国所領たること、断然として疑を容れべき所なく、古はカンシャツカ迄も我国之所属にて、蝦夷人のみ住居致し
ゆを、其後貴国の人抛守する様に成、夫のみならず、カラフト南岸の地我国所属にて、是迄番所をも差置来ゆ（中略）

使節

コロウインは、元来我国政府之使臣にあらず、全自己之了簡を以、右様之事にも及たる事なれば、今般之証跡には引用ひ難く、
エトロフ之儀、品々弁論も有之ゆ得共、今日之會議に難尽間、後會に治定之答承るべし

（中略）

使節

サカレンは、素々我国人住居之地には非ず、先年アンモル（黒竜）へ我国之者罷越ゆ処、彼住民共我国へ属せんことを願ふに付、
我主の命に依て、軍卒を差遣し、彼土を為守ゆ事にて、日本所属之地へ手出し等致ゆ儀には無之、右境界曖と取極不申ゆては、
外国之もの通航之差障にも相成ゆ間、境界相定度存ずる所なり

左衛門尉

カラフト之内、我国所属之地へ手を附ゆ儀には無之哉、然る時は、追て差出ゆ書面之趣と趣意違ひたり、右は貴国之所置に寄、
我人心之気配に相拘りゆ筋に付、其次第に寄、某等如何様弁論するとも、取扱向更に出来可致儀共不被存、同島之儀杯右之通に
相違無之ゆはば、猶更之儀、追て之書面は下ケられゆ方ニ可有之、既に貴国書翰にも有之ゆ通、貴国に於ては、別に新地を得る
に念なき由なるに、隣国之境界へ、新に軍卒等被差置ゆては、我国人心之動静に相拘ゆ間、右軍卒は、早々引払せゆ様致さるべ
し、右之通異心無之事にゆはば、追ては取扱方も可有之ゆ得共、返翰に申述る通り、蝦夷地境目之儀は、其所を守る大名へ申付、
取調方為致、命を受ゆ大名は、書物絵図等得と吟味いたし、申立る儀故、色々手数も相懸り、急速曖との取極に難致、扱使節限
り之物語有之ゆ、追てカラフト島にて境界を定むる時に至りては、両国之住民日々面を合せゆ様相成事故、迭ににらみ合ふて計
も居られぬ事故、其節に至ては、互に懇意にも可相成なれども、尚今方曖との沙汰には及難し、

使節

我国政府之書翰は、某差出ゆ書付と、趣意相違有之ば、余儀もなき次第有之、最前使命を請、国を出し時は、右書翰之通之儀に

ゆゑ、其後本国より書状差越、外国之者共サカレンを窺審致しゆ勢ひ有之、打捨置難く、守り之者を差遣ゆ、尤日本と之境界曉と相分りゆはば、守り之者は、早々為引払べく旨申越ゆに付、此談判を取分け差急ぎ今日及談判所にゆ

左衛門尉

得と取調之上に無之ゆては、治定の挨拶には難及なれ共、カラフト一条に於ては、弥右之通ゆはば、疑心氷積いたしゆ、尤右之趣に相違も無之ゆはば、書面にて被差出べし、然る時は、貴国を疑居ゆ我国人の心の解る種とも可相成ゆ

使節

使節一旦申ゆ事は、更に替り無之ゆ、併書面を欲せられゆはば、書面をも可差出、尤カラフト島、南は日本、北之方并中土之分は、多く魯西亜之所領に相成ゆに付、早々其取極致し度ゆ、

左衛門尉

被申聞ゆ趣は、相分りゆ得共、我国封建之治め故、右土地人民共、其大名へ預け被置、其大名へ申付、取調方為致ねばならぬ訳故、取調のみにも、余程之年月を費すべく、既に返翰中にも、三五年と申述る所なり

使節

三五年待居ゆ事は、決て相成難し、其訳は、右土地へ遣置ゆ人、追々右土地へ居馴染、永住之心持にも成り、且我に従ふ者相増ゆはば、土地も広まるべければ、其節に至りゆては、勢ひにおゐて、引払ゆ儀難相成儀に可有之ゆ間、当節是非右之談判および、帰帆之砌は、直に彼地へ立越、於場所立会、諸事之規定取極、外国人窺審之心を断ち可申ゆ」

長い引用であったが、このようにして国境決定の対話が行なわれた。この後三回にわたって会谈を行なうのであるが、結局わが国応接掛からプチャーチン宛ての書翰案では「追々使節を申立らるる趣も、実に余儀なく相聞、且は使節善意を以て申さるる事故、成丈面皮を立相返し度ゆに付、境を取極る事はなりがたしといへども、即今先地所見分之ものを遣し、取調に及べし」といい、そして「エトロフカラフト二島之儀に付、一旦申さるる旨ありといへども、エトロフは、元来我国処属之地たる既に分明也、よりて彼是之儀論におよばず、カラフトは、各所有を糺して、国境を確

定し」ということにしている。

一方ロシア側がわが国の応接掛へ手渡した書翰⁽⁹⁾によると

「日本の北はづれの界は、エトロフとカラフトとの島也、其内南寄のアニワ湊より、カラフトの陸地は、拙者本国と貴国との分界なれば、此所等閑に難差置ゆ儘、早々双方より立会の役人を差出し、互に評議の上、暁と決定致し、其約束の趣を別に書立、此度の御約束ケ条中に差加可申ゆ、右分界の儀は、大抵エトロフ々北の千島と、又カラフトの内南寄の処を除き、夫より北は魯西亜之領分と定め可然哉と存ゆ」

ということになっている。ちなみに両国間の領土問題の決定は、明治八年（一八七五）に至り、千島諸島と樺太との交換でもって解決したのであった。

交易の件 第二の問題である交易について対話書⁽¹⁰⁾でまずロシア使節は「古今時勢変遷し、昔と今と事同じからざる趣をも相弁られゆ段、至極に存ゆ、然る時は、通商可被差免哉」と述べている。このことはわが国がすでに時代の流れを認めていることになる。そこで通商を開始すべきだということになる。しかし川路左衛門尉は「我国之風習武士がた気強く、祖宗之法令を改むる事抔は、至て難致勢有之」と述べ、さらに

「貴国郡県之治と、我国封建之治と、取調向等難易之違も有之、元来外国々と通商相始、貴国へは通商許さぬと申には無之、迺も通商相始ゆ位ならば、土地隣接いたし、殊に信義を守る大国と交を結び度も存ずるなれ共、当今之場合、左様には難相成筋有之間暫く之間相待ゆ様にと申事にゆ」

と政治体制の相違から簡単に交易できないという。またゴンチャロフ著の「日本渡航記」の中で川路は対外貿易を遷延するかという質問に対して「交易は日本では未熟な、新規の事柄であって、何処で、何を、如何に交易するかを考へねばならぬ。娘は成人すると嫁につきかすが、（中略）交易はまだ成人に達してゐないので」と述べている⁽¹¹⁾。

さてそれでは通商がいかに利益になるかという点について使節の意見をみよう⁽¹²⁾。まず一般的に

「外国々々通商之儀申出ゆを、深く御懸念有之由にゆ得共、此儀更に御厭ひ有之儀には無之、西洋諸州にては、通商を以其国を富

しゆ事は有之ゆ得共、通商を以国を害しゆ儀は不承及ゆ」

といつて、通商は富をもたらすものであると説く。しかし川路は

「我国は西洋諸国と違ひ、自国之者外邦へ到ゆ儀は無之、坐して外邦之船之到るを待故、異国通商は国之痛に相成、益には相成不申」と述べて、まずわが国の通商思想を披瀝し、そして使節に交易の本質を問うのである。これに対して使節は、

「通商利益之儀に付ては、色々之談話有之、商売交易之道は、其国之直安之物を他邦へ遣し、他邦之直安之物を持帰、自国にて貴く売事にて、其利益不少、我国カムシヤッカは、塩払底にて高価故、他国之塩を高価に買受ゆ得共、其代りには直安之魚を遣しゆ事に付、互之利潤とも相成事にゆ」

と。いわゆる貿易の本質について教えているが、川路はすかさず

「右道理も可有之、乍去又一事之物語有之ゆ、昨日某等に贈越されし品々杯は、好みの品故、寒気を凌ぎゆ衣に替ても、買求度も存ずるなれども、右躰高価之品を以、財を費しゆ事は、扱々困りゆ事と存ゆ」

と必需品以外の高価な贅沢品を対照とした場合の通商論を持ち出すのである。これに対し使節は

「扱交易品物之儀、山丹之地は、良材多く、直段格別安き事、貴国之紙魯西亜之ギヤマン之下直なるが如し、一事を申ゆ得ば、貴国にて障子に紙を用、紙は直安故、便利之様にも相聞ゆ得共、損じ易く、ギヤマンは、乙甲(手重之品にゆ得共一本)なれども、保ち宜故、畢竟ギヤマンを用ゆ方益あり、此外右様之品数々有べし」

という論法を用いて答えている。⁽¹³⁾しかし今回の交易開始の申出に対してわが国はあくまでも反対らしく、⁽¹⁴⁾一二月二六日の対話書によると次のように語り合っている。

「使節

異国之船薪水食料乏絶及ゆ時、御国地何れに於ても被下ゆ儀、追て暁との御挨拶可有之趣にゆ処、右は価を以買入ゆ様致度、御賞申ゆ儀は難相成ゆ

左衛門尉

大本の趣意評議の決するを待べしとの事に付、右様瑣末之処へ力を入、論弁有之には及間敷、我朝之者は、人の迷惑難儀を救ひて、礼物価等受取儀は不致国風に

使節

西洋諸州の風儀、商売船極困窮に及び、外邦にて救を請儀、稀には有之ゆ得共、追て右国政府より返礼差遣儀にて、貫切と申事は迎も難相成、殊に軍船は、聊なり共価を不出して、物を受儀は難相成規定に付、旁貴受儀には難致ゆ

肥前守

某仮に貴国の人となりて考見ゆに、交易の願未不済折柄、右様に彼是被申ゆ様にては、薪水食料を受るにさへ、価を出さん杯申ゆ儀、取りも不直交易の端緒を開きゆ事にゆなど、我国の人々の評価も可有之歟、然る時は、却て交易の所願不成就の基にも可相成ゆ間、此所勘考ありて、彼是と弁論無之方可然ゆ

使節

時之相場を以其価を論じゆはば、商売交易にも可相成ゆ得共、縦令ば薪は何斤にて価何程と申様に御極被置ゆはば、商売共難申ゆ

両国間の慣習の相違などもこの対話で十分窺うことができるが、ともかくわが国はまだ交易を行なっていないため、薪水食料を売るということは交易の緒を開くもので、あくまでも礼物など受取らないというのが、国風であるというのである。しかしロシヤはこのような場合でも売買を行なうのが一般の習慣であるというのである。結局使節は二月二四日の和親交易の件で⁽¹⁵⁾

「異国の船を種々の国法に準じ、非道の取扱ひをなし、甚だしきは、近年までは、日本海岸に到ることを許さず、若適々到れば、再び来ることを禁ずるの法律は、正理と云べからず、開けたる他の諸国にては、之に反して、総て正理に本づき、破船せるものあれば、破損を修繕すべき諸物を与へ、其徒を愛敬して、然るべき扶助をなし、之に因て愛敬を其本国に示すことなり、船の来ること愈多ければ、文物愈々備り、以て富を致すべく、国威も亦従て盛なり、産物を交易すれば、互に有用の諸物を得、人民富饒にし

て、生営も十分なることを得るなり、平日交りを結び、且つ異国に使節を差遣しをけば、争端自ら開けず、互に親睦なることを得る也、如此き法を行ふときは、其国平治にして、兩國共に安康なること極めて明白なり」と、開国交易を益するものとして述べているのである。わが国応接掛の一二月晦日の露国使節に対する書翰⁽¹⁶⁾は「和親交易之儀は、祖宗之嚴禁にして、百世確守すべき処也といへども、古今時世変遷し、古例を取りて今事を律する事能はざるによりて、其当否之評論あれども、いまだ治定の儀にいたらず」と、すでに時代の流れに逆うことのできないことを感じとっていることは推察できるのである。

- (1) 「大日本古文書」幕末外国関係文書之一、五八〇—五八一頁。
- (2) 同上、五八七—五八八頁。
- (3) 「大日本古文書」前掲書之二、一四六—一五〇頁。
- (4) 同上、四一三—四二〇頁。
- (5) この間の交渉記録は「大日本古文書」前掲書之二の附録の長崎奉行大沢豊後守の日記によってくわしい。
- (6) 「大日本古文書」前掲書之三、七五—七九頁。
- (7) 同上、三八九—三九四頁。
- (8) 同上、五二五・五二七頁。
- (9) 同上、五三三頁。
- (10) 同上、三八二・三八三頁。
- (11) ゴンチャロフ著、井上満訳「日本渡航記」(岩波文庫本三二七頁)。
- (12) 「大日本古文書」前掲書之三、四一〇—四一一頁。
- (13) この点については、ゴンチャロフ著「前掲書」三二五頁にも記載している。
- (14) 「大日本古文書」前掲書之三、四六五—四六六頁。
- (15) 同上、四七一—四七二頁。
- (16) 同上、五二五—五二六頁。

四 あ と が き

以上米・露国との初期交渉から幕府為政者の経済思想に影響をあたえたと思うところをみてきたつもりであるが、社会科学思想は勿論であるが、自然科学思想の格差が著しかったことも特に注目されなければならぬと思う。例えば黒船を目的あたりにみて、造船技術のおくれなどをしみじみと味わったのではなからうか。すでに述べたようにアメリカからわが国まで一八日ないし二〇日間で渡来できる黒船や、またロシヤ使節の「此節之時勢五十年前の如くにいはば、急ぎの儀も無之の処、当今難延置次第有之、不得止事急ぎ事を計る所にして、余之訳あるにあらず、先蒸気船を以御勘弁あるべし、右船發明以來、常船の三分一余之迅速を得るは、是世界之一変に、近来日本沿海異国船往來之繁きを以ても推察有べし、遠路も近く、世界もせばまりの道理にて、事を難延時世と存(1)」というように、蒸気船の發明により、各国間の距離感がせままった、いわゆる世界がせばまったと述べているあたりは、思想上十分吟味すべきところである。さらにそれを裏付ける対話としてロシヤ使節は、わが国が二百年以上も鎖国状態のため、外国の様子も不明でしたがって武備も弛みがちであるのに対して諸外国は「武事鍛鍊致し軍陣戦闘之器械悉く精利を極、航海之術は勿論、船製作等巧妙を極の故、先一事船之上にて申へば、貴国之船数十艘有之の共、異国軍艦老艘には難対」と武力の差を述べ、さらに「貴国沿海之御固に至りては、砲台其外之御警衛向、長崎湊を以、第一嚴重之所と被致ゆ由に及承ゆ処、今般一見致しゆへば、フレカツト船を以押破らんに、聊難き事可有之とも不相見」と堂々と脅威的言語を述べたのである。またわが国を「太平打統、全国御武備御手薄にて、甚以懸念仕る所に(2)」とそつない態度も示している。そこで「都て之軍器等西洋風に被為倣、武事専ら御修飾無之は難相叶時勢に有之」と開国交易をせまるのであるが、筒井肥前守は「我国風意地強く、旧法を改め事抔は、容易に難致事故」(3) 勘弁願いたいと断るのである。

さらにプチャーチンは応接掛へ書翰を送り「他国の交りを絶ちて、日本国何の利益ありしや」と問い正し、しかも「他の開けたる諸国と交りを絶ち、両国の常に清平にして、騒争なからむことを望むは、是大なる惑なり」と教えるのである。いわゆる宥めたり賺したりの状態であるが「日本の外国と交ることを欲せざるの志は、一切外国人の願を謝絶する第一策と思へる妄見より生ずるなるべし、外国を此思願を達せむとするには、終には強て之を請ひ、甚しきは、兵器を操て劫がすに至るべきことを商量せずして之をなすや、又其軍威を防ぐべき先見ありや」とも申していることは忘れてはならない。これを裏書するものに少し時代は下るが、安政四年（一八五七）二月一日下田奉行から老中に対する上申書は米国事務宰相から総領事へ宛てた訓令がある。その中に「汝（総領事を指す）注引用者）日本の高官に告げ、我が希を空しくする時は、日本人の防ぎがたき法を以、我が趣意を貫くを知らしむべし」と命令していることである。

このような新思想を吸収するに最もふさわしい状態におかれていたのが、ほかならぬ当時の政治の支配者であった幕府有志である。かれらはこのように最も世界をよく理解しうる機会に恵まれていたからこそ進歩的思想の持主となっていたのであろう。それでは諸外国の思想を幕府は実際どのように受け入れたのであろうか。それは稿を更めて述べることにしたい。

- (1) 「大日本古文書」幕末外国関係文書之三、四三二頁。
- (2) 同上、四三四頁。
- (3) 同上、四四〇頁。
- (4) 同上、四七二―四七三頁。
- (5) 「大日本古文書」前掲書之一五、五四四頁。